

新旧対照表

○ 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）

新			旧		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～48（略）			1～48（略）		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	（略）	(1)・(2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア（略） イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)（略） (イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 14万円 (ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 18万円	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	（略）	(1)・(2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア（略） イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)（略） (イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 18万円

		<p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）</p> <p>） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p>30万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p>38万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p>			<p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）</p> <p>） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p>38万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p>
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）</p> <p>） 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方</u></p>	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）</p> <p>） 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>		<p><u>メートル以内の建築物</u> 1万7,000円 <u>(ウ)</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 2万7,000円 <u>(エ)～(キ)</u> (略) ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 1万7,000円 <u>(ウ)</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 2万7,000円 <u>(エ)～(キ)</u> (略)</p>	<p>一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>		<p><u>(イ)</u> 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 2万7,000円 <u>(ウ)～(カ)</u> (略) ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(ア)</u> (略) <u>(新設)</u> <u>(イ)</u> 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 2万7,000円 <u>(ウ)～(カ)</u> (略)</p>
51 (略)			51 (略)		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合

		<p>算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">7万円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">9万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">15万円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">19万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>エ (略)</p>		<p>算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">9万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">19万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p>
53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物の場合(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。)) 当該申請に係る建築物の部分(既に計画	53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の	(略) (1)・(2) (略) (3) 一の建築物の場合(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。)) 当該申請に係る建築物の部分(既に計画

<p>規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 8,500円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 1万3,500円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 8,500円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の</u></p>	<p>規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 1万3,500円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建</u></p>
--	---	--	--

		建築物 1万3,500円 <u>(エ)～(キ)</u> (略) エ (略)			建築物 1万3,500円 <u>(ウ)～(カ)</u> (略) エ (略)
54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号） <u>第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合</u> （(2)に掲げる場合を除く。）次に掲げる非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</u> 11万円 <u>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 15万円 <u>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 24万円 <u>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 31万円 <u>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万2,500平方メートル未満の建築物</u> 37万円 <u>カ 床面積の合計が2</u>	54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号） <u>第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合</u> （(2)に掲げる場合を除く。）次に掲げる非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物</u> 53万円 <u>イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 65万円 <u>ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万2,500平方メートル未満の建築物</u> 77万円 <u>エ 床面積の合計が2</u>

	<p>万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>44万円</u></p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>2万6,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>3万8,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>9万5,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>14万円</u></p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上<u>22</u>万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>18万円</u></p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>22万円</u></p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 (4)</p>		<p>万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>87万円</u></p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>10万円</u></p> <p>イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>15万円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上<u>22</u>万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>19万円</u></p> <p>エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>23万円</u></p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合 (4)に掲げ</p>
--	--	--	---

	<p>に掲げる場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>29万円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> <u>37万円</u></p> <p><u>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> <u>53万円</u></p> <p><u>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> <u>65万円</u></p> <p><u>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> <u>77万円</u></p> <p><u>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> <u>87万円</u></p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>3万1,000円</u></p>		<p>る場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物</u> <u>24万円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> <u>31万円</u></p> <p><u>ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> <u>37万円</u></p> <p><u>エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> <u>44万円</u></p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---	--	--

		<p><u>イ</u> 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円</p> <p><u>ウ</u> 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円</p> <p><u>エ</u> 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p><u>オ</u> 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 19万円</p> <p><u>カ</u> 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 23万円</p>			<p>(新設)</p> <p><u>ア</u> 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物 9万5,000円</p> <p><u>イ</u> 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 14万円</p> <p><u>ウ</u> 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 18万円</p> <p><u>エ</u> 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 22万円</p>
55 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	<p>当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物 ((イ)</p>	55 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	<p>当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物 ((イ)</p>

		<p>に掲げるものを除く。)</p> <p><u>8万7,000円</u></p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>1万9,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物((エ)に掲げるものを除く。)</p> <p><u>23万円</u></p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>2万3,000円</u></p> <p><u>(削除)</u></p>			<p>掲げるものを除く。)</p> <p><u>23万円</u></p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>2万3,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物((エ)に掲げるものを除く。)</p> <p><u>8万7,000円</u></p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>1万9,000円</u></p> <p>イ <u>追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅部分</u> 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合</u></p>
--	--	--	--	--	--

					<p>するものとして申請又は請求をされた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p>37万円</p> <p>(イ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p>4万3,000円</p> <p>(ウ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</u></p> <p>15万円</p> <p>(エ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p>3万8,000円</p> <p>ウ 追加する床面積の合計が2,000平方メートル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p>
56	建築物	(略)	(1) (略)	イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）	
56	建築物	(略)	(1) (略)		

<p>のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第34条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u>（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(2)</u>の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>8万7,000円</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>11万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>15万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が</p>	<p>のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第29条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第10条第1号イ(1)及びロ(1)</u>（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(1)</u>又は同令<u>第10条第3号ロ</u>に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>23万円</u> <u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が</p>
--	--	--	---

		<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>24万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>31万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>37万円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>44万円</u></p> <p>ウ 非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>23万円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>29万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>37万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p>			<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>53万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>65万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>77万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>87万円</u></p> <p>ウ 非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>8万7,000円</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>15万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p>
--	--	---	--	--	--

		<p style="text-align: right;"><u>53万円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>65万円</u></p> <p>(ロ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>77万円</u></p> <p>(ハ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>87万円</u></p> <p>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ（略） ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			<p style="text-align: right;"><u>24万円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>31万円</u></p> <p>(ロ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>37万円</u></p> <p>(ハ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>44万円</u></p> <p>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ（略） ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
57 建築物のエネルギー	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合	57 建築物のエネルギー	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合

<p>ギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>		<p>当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 1万6,000円 (ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 2万7,000円 (エ)～(キ) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>	<p>ギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>		<p>当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) <u>(新設)</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 2万7,000円 (ウ)～(カ) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
<p>58 建築物のエネルギー</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>58 建築物のエネルギー</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>ギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項又は第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査</p>			<p>ギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査</p>		
<p>59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) (略) (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で</p>	<p>59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) (略) (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で</p>

<p>項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。</u>）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>4万3,500円</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>5万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>7万5,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>12万円</u></p>	<p>項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(1)又は同令第10条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。</u>）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>11万5,000円</u> <u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>18万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>26万5,000円</u></p>
---	---	---	--

	<p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>15万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>18万5,000円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>22万円</u></p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満の建築物 <u>11万5,000円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 <u>14万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>18万5,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>26万5,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル</p>		<p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>32万5,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>38万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>43万5,000円</u></p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満の建築物 <u>4万3,500円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>7万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>12万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル</p>
--	--	--	--

	<p>ル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>32万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>38万5,000円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>43万5,000円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第35条第1項第4号</u>に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第35条第1項第4号</u>に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録</p>		<p>ル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>15万5,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>18万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>22万円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第30条第1項第4号</u>に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第30条第1項第4号</u>に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録</p>
--	---	--	--

		住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額			住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額
60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの)を除く。	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 8,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 1万3,500円 (エ)～(キ) (略) ウ (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物	60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの)を除く。	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) (新設) (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 1万3,500円 (ウ)～(カ) (略) ウ (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物

		<p>で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			<p>で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
61 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）</p>	61 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして申請された建築</p>

<p>審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>8万7,000円</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>11万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> <u>15万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>24万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>31万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>44万円</u></p> <p>エ 非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それ</p>	<p>審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>23万円</u> <u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> <u>37万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>53万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>65万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>77万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>87万円</u></p> <p>エ 非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それ</p>
--------------------------	---	--------------------------	---

		<p>それぞれに定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p>			<p>それぞれに定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円 (新設)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円</p>
62 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略)</p>	62 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略)</p>

<p>建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築</p>	<p>イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 1万6,000円 (ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 2万7,000円 (エ)～(キ) (略)</p>	<p>建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築</p>	<p>イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) <u>(新設)</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 2万7,000円 (ウ)～(カ) (略)</p>
--	---	--	---

<p>物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。)</p>			<p>物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。)</p>		
<p>63 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることを証する書面の交付</p>	<p>(略)</p>	<p>当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) (略) (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物 ((イ)に掲げるも</p>	<p>63 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることを証する書面の交付</p>	<p>(略)</p>	<p>当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) (略) (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物 ((イ)に掲げるも</p>

		<p>のを除く。)</p> <p><u>8万7,000円</u></p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>1万9,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（エ）に掲げるものを除く。)</p> <p><u>23万円</u></p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>2万3,000円</u></p> <p><u>(削除)</u></p>			<p>のを除く。)</p> <p><u>23万円</u></p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>2万3,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築（エ）に掲げるものを除く。)</p> <p><u>8万7,000円</u></p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p><u>1万9,000円</u></p> <p><u>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(7) 建築物エネルギー消費性能基準等</u></p>
--	--	---	--	--	---

					<p><u>を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</u></p> <p>37万円</p> <p>(イ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p>4万3,000円</p> <p>(ウ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</u></p> <p>15万円</p> <p>(エ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p>3万8,000円</p>
			<p><u>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分</u></p>		<p><u>ウ 追加する床面積の合計が2,000平方メートル以上の非住宅部</u></p>

		54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）			分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）
64～66 (略)			64～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		